○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字下蚊屋字向坂六一の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町エス小屋二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市永太郎町洞二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、大平町郷ヶ根一の一（次の図に示す部分に限る。）、二の三、下山四の一、浜松山一の三、御作町井戸上一〇一八の一、井ノ向一〇二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三二の二、沼一〇〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇二の二七、日影山一〇三五の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四二の一、日沢洞一〇六二の五五、鍛治屋敷町大入六四三の二、六四四、六四五、六四六の一、六四七、六四八の二、六四九の一、北篠平町蔵屋敷七八七の二二、駒ヶ峰七六六の一、下井桁七四五の一、山ノ神下七四八の五、七四八の三一、西中山町大木原一六の一・一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六の二、清田四一の一、四一の一四、十七屋一二四の一、中清田五七の一、長根一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、広クテ一六、深見町長根一一一四の一（次の図に示す部分に限る。）、猿投町大城七の一二、茂吉ケ峰二、鷲取四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

西中山町大木原一六の一、一六の二、長根一の一、一の二、広クテ一六、深見町長根一一一四の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年一月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガス保安検査株式会社	前	西部事業所　兵庫県尼崎市久々知西町二丁目一番二十号
	後	西部事業所　大阪府堺市堺区市之町東四丁一番五号

○経済産業省告示第四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関である一般財団法人関東電気保安協会が確認調査を行う事業所について平成二十三年十二月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

確認調査の業務を行う事業所の所在地の変更

変更前	一般財団法人関東電気保安協会本部	東京都豊島区池袋三丁目1番2号
	一般財団法人関東電気保安協会栃木事業本部	栃木県宇都宮市簗瀬町1784番地7
変更後	一般財団法人関東電気保安協会本部	東京都豊島区池袋三丁目1番2号

○国土交通省告示第九十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5050号	船舶操縦航海当直警報装置	iWAS−100（J）	伊吹工業株式会社	操作部（iWAS−100−CP02）をオプションとして追加

○国土交通省告示第九十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年一月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第4583号	降下式乗込装置　RFD−Toyo TES型	製造者の名称	RFD Limited	決議MSC. 293(87)及びMSC. 323(89)の適合確認

○国土交通省告示第九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年一月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十八日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4954号	進水装置用膨脹式救命いかだ	RFD−Toyo DLMk.IV	16	RFD Limited	決議MSC. 293(87)、MSC. 295(87)及びMSC. 323(89)の適合確認
第4955号	〃	〃	RFD−Toyo DLMk.IV	25	〃	〃